

## 国民の知る権利を奪い、民主主義を破壊する 憲法違反の「秘密保護法」案に断固反対する

政府が制定をめざす「特定秘密の保護に関する法律案」（秘密保護法案）は、「我が国の安全保障に関する」「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定し、その情報を漏らしたり、得ようとしたりする者を厳罰に処するというものである。しかし、何を特定秘密に指定するかは国民に知らされず、政府は警察の活動を含めた広範な情報を秘密にすることができる。政府の勝手な理由付けで、原発やTPPなど国民の生活や安全に密接に関連し関心の強い情報も知らない間に「秘密」扱いにされることになれば、国民の「知る権利」が奪われてしまう。

マスコミの取材など情報に接近しようとする行為を最高懲役10年という厳罰に処し、さらに「適性評価」と称して「秘密」の取り扱い者を評価するというやり方は、思想信条の自由やプライバシー権など国民の基本的人権の侵害そのものである。原発や防衛省関係などの業務を通じて「特定秘密」に指定されているかもしれない情報に接する可能性もある金属労働者もけっして無縁ではない。

秘密保護法案は、アメリカと軍事戦略・情報を共有する受け皿となる「日本版NSC（国家安全保障会議）設置法案」と一体のものと位置づけられている。安倍政権が企む「集団的自衛権の行使」（アメリカの戦争への参加）に向けた軍事法制そのものである。

多くの国民が法案に反対しており、国会での審議もまったく不十分であるにもかかわらず、政府・自民党は、17日の週にも衆議院での強行採決を強行しようとしており、そのやり方も民主主義に反する。

このように、法案は、主権者である国民が政府を監視するという立憲主義に敵対し、政府権力が国民の知る権利を奪うとともに、国民を監視し、思想・信条、言論・出版・表現の自由を侵すという基本的人権を侵害する、憲法違反の最悪の弾圧法である。

JMIUは、「秘密保護法案」に強く反対し、その廃案をめざし全力をあげるものである。

2013年11月16日

全日本金属情報機器労働組合  
2014年度第1回中央委員会